

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	使用料及び観覧料の還付		
根拠法令名	大津市生涯学習センター条例 (平成 4 年条例第 2 号)	(条項) 第 1 2 条	
基準法令名	大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等 に関する規則 (平成元年規則第 3 7 号) 大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則	(条項) 第 2 条 第 4 条	
所 管 部 署	教育委員会生涯学習センター		
標準処理期間	3 0 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>参 考</p> <p>【根拠法令】 大津市生涯学習センター条例 (使用料及び観覧料の還付) 第 1 2 条 既納の使用料及び観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その限りでない。</p> <p>【基準法令】 大津市教育機関にかかる施設の使用料の徴収等に関する規則 (使用料の還付) 第 2 条 教育施設 (地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき同項に規定する指定管理者に管理を行わせているものを除く。以下この条から第 5 条までにおいて同じ。) の使用料を還付する場合及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 管理の都合により使用の許可を取り消した場合 全額 (2) 使用を開始しようとする日の前日 (大津市歴史博物館 (以下「博物館」という。) の企画展示室にあつては、3 0 日前) までに使用を取り止める旨の申出があり市長が相当の理由があると認める場合 全額 (3) 使用者の責めに帰することができない理由により当該教育施設が使用できない場合 全額 (4) 市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める額</p>			

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則

(観覧料の還付)

第4条 条例第12条ただし書の規定により観覧料を還付する場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 天変地異その他観覧しようとする者の責めに帰することができない理由により観覧できない場合 全額
- (2) 管理運営上の都合により観覧できない場合 全額
- (3) 市長が特に理由があると認めた場合 その都度市長が定める額